

令和2年4月28日

保育園、子ども園等の一時保育をご利用の皆様へ

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚
保育指導課長 高橋 美由紀

保育園、子ども園等の一時保育の休止の継続について

日頃から、新宿区の保育行政にご理解、ご協力くださいまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和2年4月7日付けの緊急事態宣言の発出により、新宿区を含む東京都が緊急事態措置の対象区域として指定されたことを受け、区では、4月9日付け、4月13日（月）から5月6日（水）までの間の一時保育の休止のお知らせをしていたところです。

この緊急事態措置について、4月28日（火）現在、国から期間の延長または解除といった方針が示されていませんが、区内の感染状況を踏まえ、5月7日（木）から5月17日（日）までの間についても、休止を継続することとしますので、保護者の皆さまにおかれましては、引続きご協力くださいますようお願いいたします。

5月18日（月）以降の一時保育の実施については、国の動向を踏まえ、5月7日（木）以降にお知らせいたします。また、区ホームページにも掲載いたします。

<区ホームページ>



[問合せ先]

・区立園に在園している場合

保育課入園・認定係 TEL 03-5273-4527

運営係 TEL 03-5273-4525

・私立園、その他の施設に在園している場合

保育指導課支援係 TEL 03-5273-4318

FAX 03-3209-2795

(FAX番号両課共通)